認証制度のフローチャート

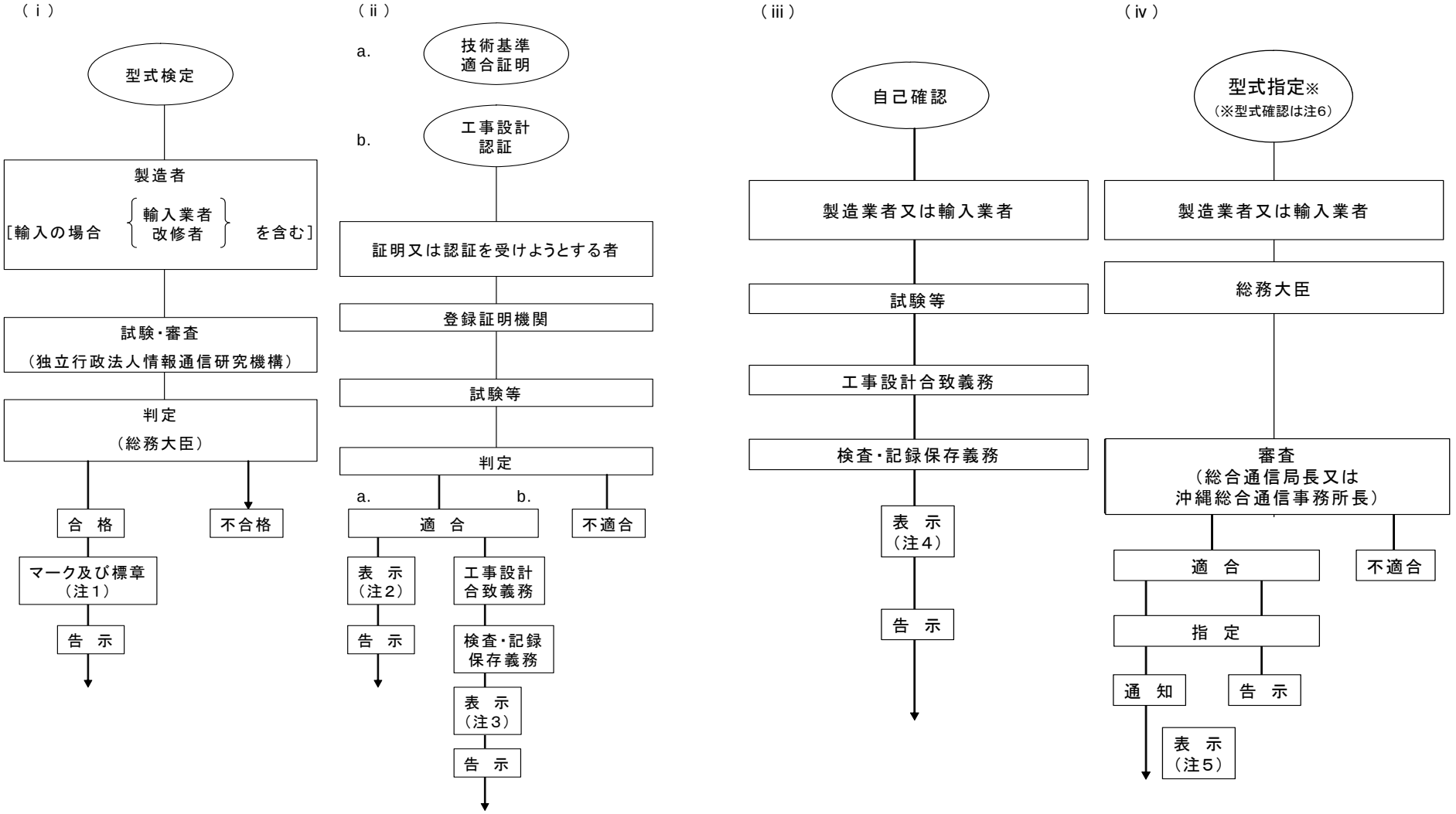

注1　マーク及び標章
　型式検定に合格した機器には、製造者が型式検定規則で定めるマーク及び次に掲げる事項を記載した標章を付さなければならないこととなっている。
　（1）合格者の氏名又は名称、（2）機器の名称、（3）機器の型式名、（4）検定番号及び型式検定合格の年月日、（5）当該機器の製造年月、（6）その他合格者が必要とする事項

2　表示（技術基準適合証明）
　登録証明機関は、技術基準適合証明をしたときは、総務省令で定めるところにより、その無線設備に、証明をした旨の表示を付さなければならない。

3　表示（工事設計認証）
　認証取扱業者は、認証工事設計に基づく特定無線設備について、工事設計合致義務及び検査・記録保存義務を履行したときは、当該特定無線設備に総務省令で定める表示を付することができる。

4　表示（自己確認）
　届出業者は、届出工事設計に基づく特別特定無線設備について、工事設計合致義務及び検査・記録保存義務を履行したときは、当該特別特定無線設備に総務省令で定める表示を付することができる。

5　表示（型式指定）
　指定を受けた者は、当該指定に係る型式に属する設備等に、総務省令で定める様式の表示を付さなければならないことになっている。

6　型式確認は、製造業者又は輸入業者が、条件に適合していることを確認して総務大臣に届け出るもの。届出を行った者は、型式指定と同様に（注5）表示を付さなければならないことになっている。